

第16回半田市農業委員会総会議事録

令和6年10月21日午後2時00分下記議案審議のため半田市役所庁議室へ招集した。

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 第45号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第46号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第47号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定及び半田市農業経営
基盤強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(6)-③
の規定による農用地利用集積計画について
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

委員の出欠席

農業委員			農地利用最適化推進委員		
番号	氏名	出欠席	担当区域	氏名	出欠席
第1番	深津延幸	出席	有脇・亀崎	石川丈夫	出席
第2番	小栗絵里	出席	乙川	高橋智恵	出席
第3番	岩橋克巳	出席	半田・岩滑	青木功雄	出席
第4番	新美久美子	出席	成岩	榊原且己	出席
第5番	竹内甲永	出席	板山	岩橋一成	出席
第6番	榊原久美	出席			
第7番	堀寄純一	出席			
第8番	石川敏彦	出席			
第9番	藤野道子	欠席			
第10番	石川明美	出席			
第11番	新美周大	出席			

事務局出席者

事務局長	大木康敬	書記	服部由紀
書記	竹内裕基		

事務局

ただ今から第16回総会を開会いたします。

はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

皆さんこんにちは。秋の忙しいさなかお集まりいただきありがとうございます。本日も活発なご審議よろしくお願
いいたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、総会に入らせていただきます。本日の出席委員は11名中1名欠席で10名です。また、推進
委員5名中5名ご出席いただいております。

それでは、半田市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事
進行は会長をお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。半田市
農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただく
ことにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

本日、議事録署名委員は、1番の深津延幸委員と2番の小栗絵里委員となります。なお、本日の会議
書記には事務局職員の服部氏、竹内氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2の第45号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、3件出ておりま
す。番号603-17について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。受人は市内の社会福祉法人で、これまで別の福祉系法人がサンチュを
栽培していたハウスについて事業を継承することになり、土地の賃借権設定を行うものです。土地については
担当委員よりよろしくお願いします。

委員

現地につきましては、写真にあります倉庫のほか、奥にもありハウスが3つあります。今朝も車両が止まって作
業をしている姿が見られ、継承してすぐに作業ができる様子であることが確認できました。

議長

番号603-17につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号603-17につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号603-17を承認・可決いたします。

続きまして、番号 603-18 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。写真の奥に写る家が譲受人の家で、譲渡人が高齢で耕作できないため、隣地に住む譲受人が野菜を栽培したいため所有権を取得するものです。場所は地図の 2 頁をご覧ください。家のすぐ西側のところ。現在も耕作されきれいな畑です。特に問題ないものと考えます。

議長

番号 603-18 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 603-18 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 603-18 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 603-19 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲受人は土地の一部所有権を持ち、現在実際にこの土地を耕作する者で、相続でこの土地の一部所有権を持つ譲渡人が遠方で耕作できないため、譲受人に所有権を移転したいとするものです。

委員

場所は地図の 3 頁をご覧ください。今年度も耕作されたあとが見られました。周辺の他の所有地もきれいに耕作されており、特に問題ないものと考えます。

議長

番号 603-19 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 603-19 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 603-19 を承認・可決いたします。

続きまして、第 46 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、3 件出ております。

番号 605-31 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。本件は 6 月総会において除外の審議を行った案件です。借受人は渡人の娘が経営する法人で、申請地の隣で事業を行うものです。すでに申請内容の駐車場として数年前から利用を開始しており、今回はこれを改めて遡及して転用の手続きをとるもので、始末書を添付されている案件でしたので、要件を満たしており特に問題ないかと思えます。場所についてはお願いします。

委員

場所については、別冊 4 頁をご覧ください。説明のあったとおりすでに農地ではない状況で、今回手続きがなされることについては特に問題ないかと思えます。

議長

番号 605-31 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 605-31 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 605-31 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 605-32 について、事務局及び担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。譲受人は土建業及び農業を営む会社から独立し、新たに同様の事業を営む者です。農業は主に南知多町で営み、土建業は阿久比町に客先があるとのことで、どちらにも便利な土地で資材及び農機具置場を探す中、当該地取得に至ったとのことです。場所については担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊 5 頁をご覧ください。場所は地図のとおり三角地で交通量の多い道と車一台通れる道に面しています。草が刈られきれいになっていましたが現在は耕作されていません。転用はやむを得ないかと思えます。

議長

番号 605-32 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 605-32 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 605-32 につきまして、を承認・可決いたします。

続きまして、番号 605-33 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲受人は申請地の北西側に住む方で、すでに申請内容の自宅進入路として利用しており、未手続であったことを改め、転用の手続きをとるもので始末書を添付されている案件でした。場所については、別冊 6 頁をご覧ください。地図にあるとおり、現状も道として利用しているところに点々と農地地目が残る場所で、農地としての活用は見込めず転用は問題ないものと考えます。

議長

番号 605-33 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 605-33 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 605-33 を承認・可決いたします。

続きまして、第 47 号議案「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定及び半田市農業経営基盤強

化の促進に関する基本的な構想第4の1の(6) - ③の規定による農用地利用集積計画について、1件出ています。番号606-25について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲受人は広く農業を営んでいる農家です。新規認定就農者で、勢力的に耕作する者で問題ありません。場所については、担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊7頁をご覧ください。地図に丸印のあるところですが、現在は耕作されておらず、耕作していただけるのであれば特段問題かと考えます。

議長

番号606-25につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号606-25につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号606-25を承認・可決いたします。

続きまして、番号606-82について、事務局より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。譲受人は半田市で広く農業を営んでいる農家です。ご兄弟で農業をされており、耕作者として問題ありません。場所については、別冊8頁をご覧ください。当該地は実際には譲受人が耕作をしている状況であり、きれいに耕作されています。

議長

番号606-82につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号606-82につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号606-82を承認・可決いたします。

続きまして、番号606-74～81及び83～98について、事務局より調査、報告をお願いします。

事務局

申請人は個人経営から法人を立ち上げたため、個人で結んでいた利用権や円滑化等中間管理以外の権利設定を一度合意解約したのち、今回新規と併せて法人として中間管理で契約するものです。担い手としてこれからも引き続き勢力的に農業を行うものをして、今回の変更は特に問題ないかと考えております。

議長

番号606-74～81及び83～98につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号606-74～81及び83～98につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 606-74～81 及び 83～98 を承認・可決いたします。

議案については以上となります。

続きまして、報告に移らせていただきます。報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」が 12 件、報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出」が 4 件、報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出」が 6 件、報告第 4 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知」が 28 件ありました。添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理しましたことをご報告いたします。

議長

報告第 1 号から第 4 号について、何かご質問ご意見等はございませんか。

(異議なしの声多数あり)

これで第 16 回半田市農業委員会総会を閉会します。

(午後 2 時 30 分)